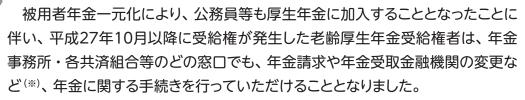


か開始されました!

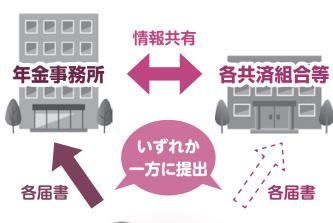


(※) 障害年金の請求等一部の届出を除きます。



受給権者

それぞれの機関に別途届出の 必要がありました。





年金事務所か各共済組合等の一方に 届書を提出すると手続きは完了します。

年金の決定・支払いに関しては、それぞれの加入期間ごとに各実施機関が行います。 そのため、年金の決定・支払い時期が相違する場合があります。

また、共済組合の期間がある方で、一元化後に老齢厚生年金の受給権が発生する被保険者に ついては、共済組合の窓口のほか、お近くの年金事務所でも年金相談を行えることとなりました。 ただし、一元化前に受給権の発生した退職共済年金等に関する相談は、共済組合までお問い 合わせください。